

# 地域包括支援センターはこんな仕事をしています

地域包括支援センターは、  
地域で暮らす高齢者のみなさんを  
保健・医療・福祉・介護など  
さまざまな面から総合的に  
支える機関です。



私たちが皆さんのご相談をお受けします。

高齢者や  
家族の  
相談窓口  
です

・介護に関すること、健康づくりに関することなど  
お気軽にご相談下さい。  
・必要なサービスや制度の紹介などをいたします。  
状況に応じて、医療機関や町内会、安全・安心ネットワーク、民生委員など、専門機関や地域の方々  
とともに、安心してその人の暮らしを統けられるよう支援します。

## 介護予防の普及啓発

「できるだけ介護状態にならない」「悪化しない」を  
目標に、介護予防の大切さを伝え、みなさんの介護  
予防の取り組みのお手伝いをしていきます。



自立して地域で  
生活できるよう  
地域での介護予防の  
取り組みを  
応援します

## 介護予防ケアプランの作成

生活機能が低下している方や、介  
護認定が必要支援1・要支援2の方の  
ケアプランを作成し、自立に向け  
た介護予防サービス利用を支援し  
ます。



こんな活動もしています！

・住民の方々と共に、地域が抱える高齢者に関する問題  
を共有 地域福祉の情報を集約し、課題解決に向け  
て専門職や行政機関と連携のもと住民主体で話し合う場  
**(小地域会議)** の立ち上げ運営を支援しています。  
・高齢者を支えるさまざまな機関とのネットワークづくりを  
行います。

・住民の方々と共に、地域が抱える高齢者に関する問題  
を共有 地域福祉の情報を集約し、課題解決に向け  
て専門職や行政機関と連携のもと住民主体で話し合う場  
**(小地域会議)** の立ち上げ運営を支援しています。  
・高齢者を支えるさまざまな機関とのネットワークづくりを  
行います。

地域の安全・安心ネットワーク、  
町内会、民生委員会など

医療機関

介護サービス  
事業者

ボランティア団体  
NPO団体など

保健センター

地域包括支援センター

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、認知症の方を  
地域で支えるまちづくりを目指し、「認知症サポート一義成講座」を開催し  
ています。



みんなの  
権利を  
守ります

- 財産の管理に関すること、高齢者の虐待の早期発見や防止に関することなどの相談を受け、高齢者を守ります。
- 成年後見制度の紹介や、消費者被害防止のための弁護士などの専門家とも連携をとりながら支援します。



■高齢者の実態把握調査 ■要介護状態となるおそれのある高齢者の把握調査 ■介護保険、各種保健、福祉サービスの説明や申請代行など

# 虐待を見過ごさない！

地域の高齢者に無関心でいませんか？  
虐待を受けている高齢者や、介護疲れの家族は、何らかのサインを発しています。

## ご近所に、こんな高齢者はいませんか？ ☑チェックがついた項目が多いほど、支援の必要性が高い状態です。

- 暴力を受けている、などられる、年金をとられるなどの訴えがある
- || あざや傷があるのに、理由をきいてもはっきりしない
- 家族が介護でとても疲れています、高齢者の悪口を言ったりしている
- 介護や病気の相談をする人がいないようだ
- 一人暮らしや高齢者夫婦世帯で、最近、姿を見かけなくなった
- 高齢者を訪ねると家族に嫌がられたり、会わせてもらえない
- || 屋間でも雨戸がしまっている
- 家の周囲にゴミが放置されたり、異臭がする
- 郵便受けが新聞や郵便物で一杯になつている
- || 家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする
- 曇り日や寒い日、雨なのに高齢者が長時間外にいる
- || 高齢者が道路上に座り込んだり、徘徊していることがある
- 介護が必要なのに、サービスを利用している様子がない
- 高齢者の服が汚れています、お風呂に入っている様子がない
- || 最近、セールスや営業の車が来ることが多くなった
- 家族がいるのに、いつもコンビニなどで一人のお弁当を買っている

高齢者虐待防止法第2条第1項

## 「虐待かも…」と思ったら、地域包括支援センターへ連絡を！

- ・高齢者の中には、辛くとも、不満があるって、自分で相談できない人がいます。
- ・大きな問題が発生する前に支援するために、地域のみなさんの気づきが大切です。
- ・虐待はささいなことが複数重なって、問題が深刻化する傾向があります。
- ・「虐待の可能性がある」と思ったら早めに連絡しましょう。
- ・「虐待である」という証拠は必要ありません。
- ・連絡者の名前がわからぬように対応します。



### 相談窓口

岡山市北区中央地域包括支援センター	(岡山市保健福祉社会館内)	TEL (086) 224-8755
岡山市北区北地域包括支援センター	(北ふれあいセンター内)	TEL (086) 251-6523
岡山市中区地域包括支援センター	(岡山ふれあいセンター内)	TEL (086) 274-5172
岡山市東区地域包括支援センター	(西大寺ふれあいセンター内)	TEL (086) 944-1866
岡山市南区西地域包括支援センター	(西ふれあいセンター内)	TEL (086) 281-9681
岡山市南区南地域包括支援センター	(南ふれあいセンター内)	TEL (086) 261-7301
岡山市高齢者福祉課	(岡山市保健福祉社会館内)	TEL (086) 803-1230

- 高齢者が尊厳を保ち生きていけるように、平成18年4月から「高齢者虐待防止法・養護者支援法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）」が施行されています。
- この法律では、高齢者虐待防止のため早期発見の重要性が指摘されており、虐待に関する通報は義務であるとともに、通報者個人の秘密は守られます。

発行：岡山市／岡山市地域包括支援センター

# 高齢者虐待について考え方をましょう

「高齢者虐待法」では、高齢者(65歳以上の人)に対する、家族などの養護者、または養介護施設従事者などによる次のような行為を「高齢者虐待」と定義しています。

## 身体的虐待

- 殴る、つねる、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど、打撲させる
- ベッドに縛り付たり、意図的に薬を過剰に服用させ身体拘束、抑制をするなど



## 心理的虐待

- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 話しかけているのに意図的に無視する
- 侮辱を込めて、子どものように扱うなど



## 介護・世話の放棄・放任

- (ネグレクト)  
入浴させないため異臭がする  
栄養失調になるまで食事を与えない  
必要な医療や介護サービスの利用を制限するなど

## 介護・世話の放棄・放任



## 経済的虐待

- 生活費を渡さない
- 自宅等を本人に無断で売る
- 年金や貯金を本人の意思や利益に反して使用するなど



誰もがいすれ高齢者になります。お互いの気持ちになって助け合うことが、安心して暮らせる地域づくりのために必要です。

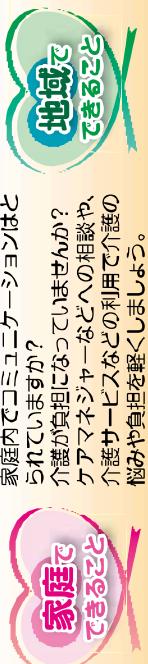
## 高齢者虐待と早期発見のために地域で支えあおもう

## 虐待が起きてない地域づくり

地域の力が、高齢者本人や高齢者を支える家族の孤立を防ぎます。

## 見守り 親づき 助け合い あいさつ 声かけ

## 一人ひとりができること



高齢者とその家族が孤立しないようには地域で温かく見守り、地域全体で支えましょう。

周りの方のあたたかい見守り、気遣い、ねぎらいが高齢者虐待を防ぎます。

虐待をしている本人も、自分で虐待と気づかないことがあります。

## 認知症と高齢者虐待



虐待を受けている高齢者

虐待を受けている高齢者のうち、約7割が要介護認定を受けています。そのうち認知症である者(要介護認定者における認知症日常生活自立度「以上」の者)が、69.3%を占めています。

(平成25年度版社会白書)  
介護、特に認知症への介護負担が、虐待と大きく関わっています。そのうち認知症である者(要介護認定者における認知症日常生活自立度「以上」の者)が、69.3%を占めています。

## 性的虐待

- 排泄の失敗に対する罰として、下半身を裸にして放置する
- わいせつな行為をしたり、強要するなど





# 自分のためにみんなの安心 成年後見制度

## Q A

成年後見制度って  
どんな制度ですか？

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がある場合、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利となる契約であつてそれが難しい場合があります。また、自分に不公平な契約であつてもよく判断ができます。このようないくつかの被害者にあつておそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。



成年後見制度には  
どのようなものがあるのですか？

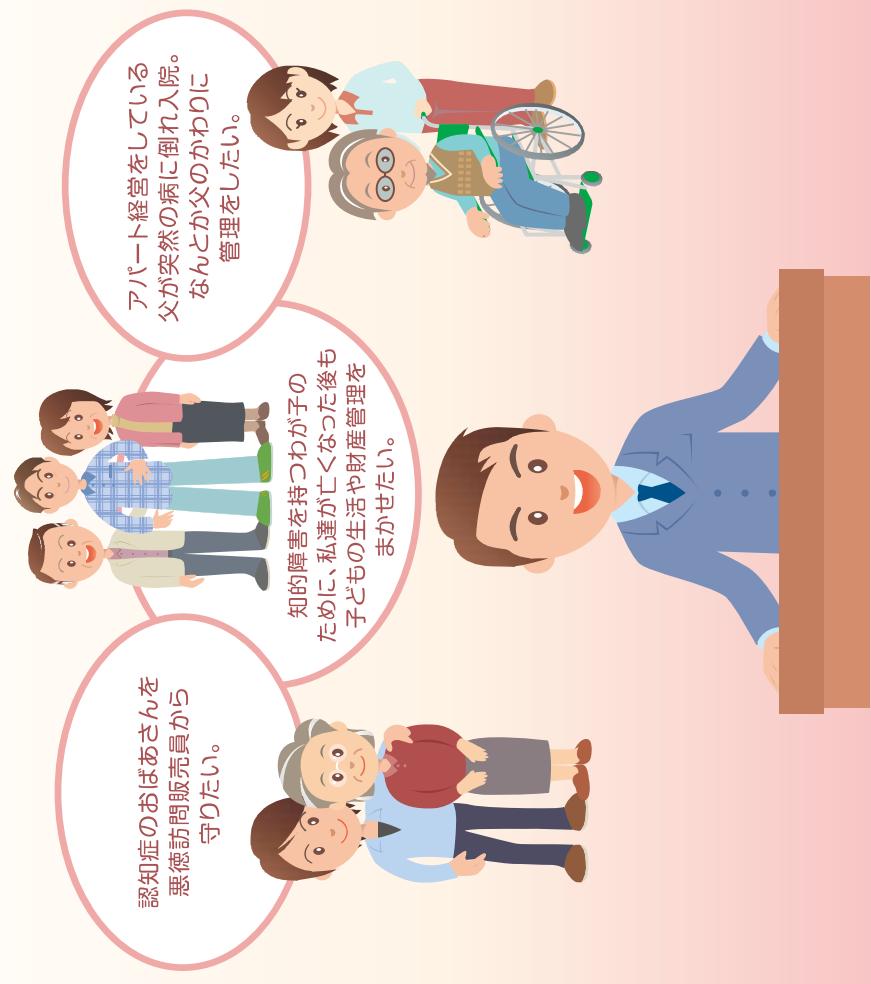
成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。  
また、法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できるようになります。  
法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えることで、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

法定後見制度　成年後見制度  
「後見」「保佐」「補助」

①

# 成年後見登記

いざという時のために 知つて安心



法務省民事局

## 法定後見制度の概要

対象となる方	後見	保佐	補助
申立てをすることができる人	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)の同意が必要な行為	本人・配偶者、四親等内の姻族・検察官、市町村長など(注1)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定期間の行為」(民法13条第1項所定の行為)(注2)(注3)(注4)	民法13条1項所定の行為(注2)(注3)(注4)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上(注2)(注3)(注4)	同上(注2)(注3)(注4)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定期間の行為」(注1)	医師・税理士等の資格や会社役員・公務員等の地位を失うなど
制度を利用した場合の資格などの制限	(注1)本人以外の者の申立てに従事権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。	(注2)民法13条1項では、借金・訴訟行為、相続の承認・放棄・新規改築・地盤工事などの行為が挙げられています。	(注3)家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。
	(注4)公用車の運転の取扱いにより、運転権の制限はなくなりました。	(注5)公用車の運転の取扱いにより、運転権の制限はなくなりました。	

①本人の状況・中程度の認知症の症状

②申立人・長男

③保佐人・申立人

④概要

本人は1年前に夫を亡くしてから一人暮らしをしていました。以前から物忘れが見られましたが、最近症状が進み、買い物の際に1万円札を出したが5千円札を出したかわからなくなっています。隣県に住む長男は、本人が住んでいた自宅が老朽化しているため、この際自宅の土地、建物を売りたいと考えて、保佐開始の審判の申立てをし、併せて土地、建物を売却することについて代理権付与の審判の申立てをしました。家庭裁判所の審理を経て、本人について保佐が開始され、長男が保佐人に選任されました。長男は、家庭裁判所から居住用不動産の処分についての許可の審判を受け、本人の自宅を売却する手続を進めました。

## 保佐開始事例

## 補助開始事例

①本人の状況・軽度の認知症の症状

②申立人・長男

③補助人・申立人

④概要

本人は、最近お米を研がすに拘り、家事の失敗がみられるようになります。また、長男が日中仕事を留守の間に訪問販売員から必要な高い額の吳服を何枚も購入してしまいました。困った長男が家庭裁判所に補助開始の審判の申立てをし、併せて本人が10万円以上の商品を購入することについて同意権付与の審判の申立てをしました。家庭裁判所の審理を経て、本人について補助が開始され、長男が補助人に選任されて専門権が与えられました。その結果、本人が長男に断りなく10万円以上の商品を購入してしまった場合には、長男がその契約を取り消すことができるようになりました。

(注)最高裁判所「成年後見関係事件の概況」から

せいねんこういんじんしょせいひょううな人が選ばれるのでしょうか？

Q A

成年後見人等は、本人のためにどのような保護支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合があります。成年後見人等を複数選ぶことも可能です。また、成年後見人等を監督する成年後見監督などが選ばれることもあります。

## 後見開始事例

①本人の状況・統合失調症

②申立人・娘母

③成年後見人・司法書士

④成年後見監督・公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

⑤概要

本人は20年前に統合失調症を発症し、15年前から入院していますが、徐々に知的能力が低下しています。また、娘が1級を受けて障害年金から医療費を支出しています。本人の家族構成は母一人子一人でしたが、母が半年前に死亡したため、親族は母方の叔母は後見開始の審判の申立てをしました。そして、母方の叔母は、遠方に居住していることから成年後見人になることは困難であり、またある後見事務は、不動産の登記手続きその他の管理であることから、司法書士が成年後見人に選任され、併せて公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートが成年後見監督人に選任されました。



## 任意後見監督人選任事例

- ①本人の状況:認知症による認知症の症状
- ②任意向見人:長女
- ③任意向見監督人:弁護士
- ④概要

本人は、長年にわたって自己の所有するアパートの管理をしていましたが、判断能力が低下した場合に備えて、長女との間で任意向見契約を結びました。その数か月後、本人は脳梗塞で倒れ、左半身が麻痺するなどもに認知症の症状が現れアパートを所有していることを忘れてしまったため、任意向見契約の相手方である長女が任意向見監督人選任の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、弁護士が任意向見監督人に選任されました。その後、長女が任意向見人として、アパート管理を含む本人の財産管理、身上監護に関する事務を行い、これらの事務が適正に行われているかどうかを任意向見監督人が定期的に監督するようになりました。

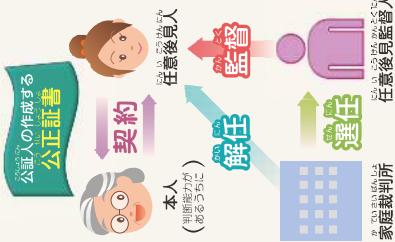
## 成年後見の申立てをする方がいない場合は、どうすればよいのでしょうか？



市町村長

身寄りがないなどの理由で、申立てをする人がいない認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者の方の保護・支援を図るため、市町村長に成年後見(後見・保佐・補助)の開始の審判の申立て権が与えられています。

## 任意後見制度とは、どのような制度ですか？



家庭裁判所

任意後見制度は、本人が十分な判断能力がなくなり、将来、判断能力が不十分な状態になつた場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意向見人)に、自分の生活、養育看護や財産管理に関する事務について代理権を与える公正契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくといふものです。そうすると、本人の判断能力が低下した後に、任意向見人が、任意向見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意向見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思にしたがつた適切な保護・支援をすることが可能になります。

## 成年後見人等の役割は何ですか？

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事情にも目を配りながら本人を保護・支援します。しかし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に限られる限り、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

(注)最高裁判所「成年後見関係事件の概況」から

## 成年後見制度を利用したいのですが、費用はどうか？

① 法定後見開始の審判の申立てに必要な費用について				
	後見	保佐	補助	
申立手数料(収入印紙)	800円	800円	800円	(注)7)
登記手数料(収入印紙)※	2,600円	2,600円	2,600円	
その他			連絡用の郵便切手(注)8)、鑑定料(注)9)	

※当分の間、登記印紙も使用することができます。  
※ごとに別途、収入印紙800円が必要になります。  
※保佐又は代理権を行使する審判の申立てをするには、申立てに別途、収入印紙800円が必要になります。  
※代理権を行使するには、補助又は代理権を行使する審判を同時にしなければなりませんが、これらの申立てをされると家庭裁判所にて確認ください。

(注)8) 申立てをされる家庭裁判所にて確認ください。  
(注)9) 後見と保佐では、必要なときには、本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するために、医師による鑑定を行います。  
※鑑定料が必要になります。鑑定料は個々の事案によって異なりますが、ほとんどの場合、10万円以下となります。

(注)10) 申立てをするには、戸籍謄本、登記事務証明書、診断書などの書類が必要です。これらを入手するための費用も別途かかります(申立てに必要な書類については、申立てをされる家庭裁判所へご確認ください)。

(注)11) 権利が乏しい方にについては、日本司法支援センター(法テラス)が行う民事法律扶助による援助申立て代理人費用の立替えなど)を受けることができる場合があります。詳しくは法テラスの相談窓口(コールセンター 078374)へお電話ください。  
また、法定後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市町村もあります。詳しくは各市町村の窓口へお問い合わせください。



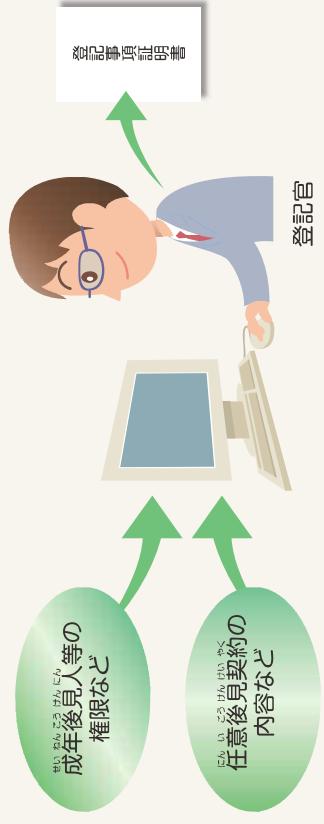


# 自分のためにみんなの安心 成年後見登記

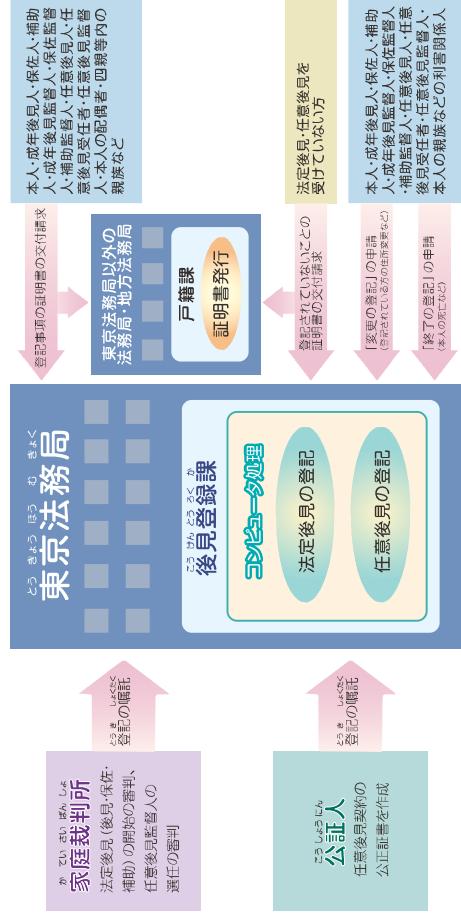
**成年後見登記制度とは  
どんな制度ですか？**

成年後見登記制度は、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などをコンピュータ・システムによって登記し、登記官が登記事項を証明した登記事項証明書（登記事項の証明書・登記情報）を発行する制度です。

**Q A**



## 成年後見登記制度のイメージ



⑦

## ② 任意後見契約公正証書の作成に必要な費用について

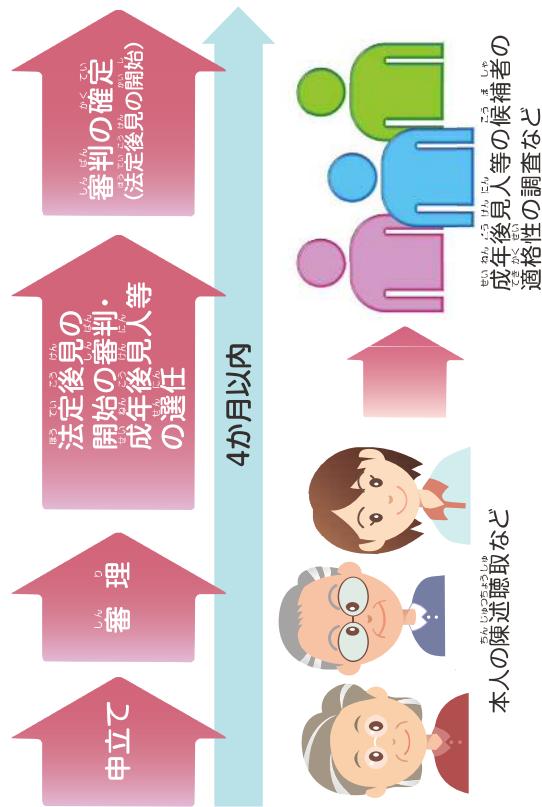
公正証書作成の基本手数料	11,000円
登記嘱託手数料	1,400円
登記所に納付する印紙代	2,600円
その他	本人へ交付する正本等の証書代、登記嘱託書郵送用の切手代など

**成年後見制度を利用したいのですが、  
申立てから開始までどれくらいの期間が  
かかるのでしょうか？**

審理期間については、個々の事案により異なり、一概にはいえませんが、多くの場合、申立てから法定後見の開始までの期間は、4か月以内となることがあります。鑑定手続や成年後見人の候補者の適格性の調査、本人の陳述聴取などのために、一定の審理期間を要することになります。

**Q A**

## 法定後見の開始までの手続の流れの概略



⑥

◎

成年後見契約公正証書の作成に必要な費用について

公正証書作成の基本手数料	11,000円
登記嘱託手数料	1,400円
登記所に納付する印紙代	2,600円
その他	本人へ交付する正本等の証書代、登記嘱託書郵送用の切手代など

◎

◎

## 岡山県「介護サービス情報の公表」制度の仕組み

介護サービスを利用しようとする者等が介護サービス事業者を主体的に選択できるように、その判断に資するための「介護サービス情報」を、比較検討が可能な形でインターネットを通じて提供する仕組み

長寿社会課

平成27年度公表計画の策定

調査指針の策定

